

令和 8 年度 子育て世帯市内引越し応援事業 よくある質問

市内に住み続けることを希望する子育て世帯への支援として、市内に居住する子育て世帯の市内での住替え(転居)に対し、

①住宅取得費助成 ②民間賃貸住宅家賃負担軽減助成 ③引越し費用等助成

の3つの助成を行います。各助成は①+③、②+③のように併用し、同時に申請することができます。

(①住宅取得費や②家賃への助成は、指定する校区への新たな住替えは対象外とします)。

【要件について】

Q1. いつからの転居が対象か。

A1. 令和 8 年 4 月 1 日以降に転居した世帯が対象です。

Q2. 転居日とはいつのことを指すのか。

A2. 実際に住替えた日を指します(購入日や契約日は関係ありません)。業者発行の引越し代の領収書に記載の作業日や領収日、もしくは転居前住宅の解約日で確認します。

Q3. 令和 8 年 3 月 31 日以前に転居した場合、助成はないのか。

A3. 「子育て世帯住替え助成事業」の対象になる可能性がございます。令和 8 年 4 月 1 日から受付を開始し、転居日から 5 か月以内であれば、ご申請いただけます。助成要件等は、ホームページの「関連する他の助成制度のご案内」からリンクをご確認ください。

Q4. 世帯の収入要件はあるのか。

A4. 収入要件はありません。

Q5. マンションでも戸建てでも対象になるか。また、新築も中古も対象になるか。

A5. マンション・戸建てのいずれも対象です。また、新築・中古のいずれも対象となります。

Q6. 事後申請はできるか。

A6. 助成金の交付申請は、転居後の申請となります。

なお、本助成金を利用し、住宅ローン【フラット 35】地域連携型を利用する場合は、金利の引き下げをうけることができますが、令和 8 年 5 月 1 日より受付を開始する予定です。詳細が決まり次第ホームページで公開いたします。

Q7. 妊娠中の場合は子育て世帯に該当するか。

A7. 転居日時点で母子手帳の交付を受けている場合は、子育て世帯の対象になります。

Q8. 転居後の住宅が法人契約(社宅)の場合も対象になるか。引越し費用等は個人で負担している。

A8. 対象ではありません。①住宅取得費助成、②民間賃貸住宅家賃助成、③引越し費用等助成の対象住宅は、いずれも子育て世帯が自らの名義で取得または賃貸借契約を締結した住宅であることが必要です。なお、転居前の住宅については、法人名義(社宅等)の住宅であっても差し支えありません。

Q9. 福岡市外から転居する場合は、対象になるか。

A9. 対象ではありません。ただし、別事業の【三世代同居・近居住替え支援事業】は、親世帯と子育て世帯のどちらかが転居前から福岡市内に居住している場合は、福岡市外からの転居も対象となります。助成要件等は、ホームページの「関連する他の助成制度のご案内」からリンクをご確認ください。

Q10. 市営住宅への転居は、対象になるか。

A10. 対象ではありません。市営住宅や県営住宅等の公営住宅は本助成の対象にはなりません。

Q11. UR 住宅への転居は、対象になるか。

A11. 対象になります。公的賃貸住宅(UR や公社賃貸住宅)への転居は③引越し費用等助成のみ対象となります。

Q12. 生活保護を受けているが、対象になるか。

A12. 対象ではありません。

Q13. 以前転居をした際に「子育て世帯住替え助成金」を申請し、助成金を受け取った。今よりも会社(または学校や保育所)に近い部屋に転居するが、対象になるか。

A13. 対象ではありません。助成金の申請は原則1回限りです。

Q14. 以前転居をした際に「子育て世帯住替え助成金」を申請し、助成金を受け取った。子どもが増えたので今より広い部屋に転居するが、対象になるか。

A14. 助成金の申請は原則1回限りですが、出産により子どもが増えたなど、世帯人数の増加による転居の場合は再申請の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q15. 友人が借りている部屋に転居したが、対象になるか。

A15. 対象ではありません。転居後の住宅は、子の扶養義務者となる申請者または同居者が自ら居住をするために取得・契約をする物件に限ります。

Q16. 扶養義務者とは誰のことか。

A16. 子の直系血族(父母・祖父母等)及び兄弟姉妹を指します。

Q17. 部屋の面積にバルコニーやロフトは含むか。

A17. 含みません。室内の壁芯で囲まれた部分を、重要事項説明書等に記載された面積で確認を行います。

Q18. 国で行っている補助金と、本助成金の併用はできるか。

A18. 「注文住宅の新築」及び「新築分譲住宅の購入」を対象とした「子育てグリーン住宅支援事業」、「みらいエコ住宅2026事業」と、本事業の「①住宅取得費助成」は重複して受け取ることはできません。ただし、「③引越し費用等助成」のみ申請いただくことができます。

そのほか、国の補助金に限らず、補助対象が「購入費・取得費」など、同一の費用、経費への助成である場合は、補助金は重複して受けることはできません。(例:「住居確保給付金の家賃補助」と「②民間賃貸住宅家賃助成」の重複受給はできません。また、「住居確保給付金の転居費用」と「③引越し費用等助成」の重複受給はできません。)

Q19. 転居後の住宅が、親族の所有する住宅である場合、対象になるか。

A19. 対象ではありません。相続、贈与又は親族間売買により取得した住宅は助成対象外です。本事業は一般的な住宅取得又は賃貸借に伴う経済的負担の軽減を目的としているため、親族から取得した住宅は対象としていません。

【「指定する校区」について】

Q20. なぜ「指定する校区」によって助成内容に違いがあるのか。

A20. 「指定する校区」への新たな住替えは、児童数の増加につながることや、既に一定数の子育て世帯が住んでおり、地域のコミュニティの活性化や市内の子育て世帯の居住バランス等を踏まえ、①住宅取得費助成と②民間賃貸住宅家賃助成は対象外としています。

Q21. 別校区から「指定する校区」に転居したため、①住宅取得費助成や②民間賃貸住宅家賃助成の対象外となった。

3年目に、転居後の住宅の位置する住所が「指定する校区」から外れたが、3年目から①住宅取得費助成や②民間賃貸住宅家賃助成を受けることができるのか。

A21. できません。「指定する校区」の適用は転居日であり、助成の内容は、1年目の審査時に決定します。

【①住宅取得費助成について】

Q22. 住宅の「取得」とはどのような場合を指すのか。

A22. 新築・中古住宅を購入した場合や、新築住宅を建設することを指します。

Q23. 既に所有していた住宅を改築する場合または増築した場合は対象になるか。

A23. 建物の全部を取り壊し改築する場合は、新たな住宅の取得にあたるので対象になります(取り壊しを証する書面の提出が必要です)。建物の一部を取り壊し改築する場合や、既に所有している住宅に部分的に増築する場合は対象ではありません。

Q24. 住宅の価格に制限はあるか。

A24. 住宅の価格に制限はありませんが、5年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。なお、住宅ローンの年間返済額が基本額(20万円)以下の場合は、助成額はその額までとなります。

Q25. 一括で購入した場合は対象になるか。

A25. 対象になりません。住宅取得費の助成については、住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。

Q26. 住宅取得費助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A26. 両方助成します。ただし、指定する校区へ新たに転居をする場合は、引越し費用の助成のみが対象となります。

Q27. 一回申請したら、5年間ずっと助成をもらえるのか。

A27. 2年目以降も継続して助成を受ける場合は、毎年度の申請が必要です。2年目以降の申請方法・必要書類については、交付決定時にお知らせいたします。

なお、申請時の住宅から転居した場合、子育て世帯でなくなった場合やローンの返済が終了した場合など、要件を満たさなくなった際は、その年からの助成を受けることはできません。

【②民間賃貸住宅家賃助成について】

Q28. 家賃の月額に制限はあるか。

A28. ありません。なお、年間家賃額が基本額(10万円)以下の場合は、助成額はその額までとなります。

Q29. 家賃の助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A29. 両方助成します。ただし、指定する校区へ新たに転居をする場合は、引越し費用の助成のみが対象となります。

Q30. 一回申請したら、5年間ずっと助成をもらえるのか。

A30. 2年目以降も継続して助成を受ける場合は、毎年度の申請が必要です。2年目以降の申請方法・必要書類については、交付決定時にお知らせいたします。

なお、申請時の住宅から転居した場合、子育て世帯でなくなった場合など、要件を満たさなくなった際は、その年からの助成を受けることはできません。

【③引越し費用等助成について】

Q31. 引越し費用のうち、登記費用とはどのような費用を指すのか。

A31. 新しい住宅の登記費用(建物表題登記、所有権保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記)に該当するものが対象となります。

司法書士や土地家屋調査士等の発行者印、宛名、領収日、金額、登記費用内容の明細が記載されている領収書の提出が必要です。※新しい住宅の登記費用に該当しない項目(滅失登記等)は対象となりません。

Q32. 引越し費用のうち、仲介手数料とはどのような費用を指すのか。

A32. 住宅の取得の際に仲介会社等へ支払った売買仲介手数料や、賃貸住宅に転居する際に不動産会社等へ支払った賃貸仲介手数料が対象となります。仲介会社等の押印、宛名、領収日、金額、内容が記載されている領収書の提出が必要です。

【参考：申請する助成の例】※市内間で転居する子育て世帯の方

(例 A) 転居後の住宅が指定する校区外に位置し、5年以上の住宅ローンを利用し取得した住宅に転居した A さん
→①+③の申請が可能

(例 B) 転居後の住宅が指定する校区外に位置し、一括で(住宅ローンを利用せず)取得した住宅に転居した B さん
→③の申請が可能

(例 C) 別の校区から転居し、転居後の住宅が指定する校区内に位置し、5年以上の住宅ローンを利用し取得した住宅に転居した C さん
→③の申請が可能

(例 D) 別の校区から転居し、転居後の住宅が指定する校区内に位置し、一括で(住宅ローンを利用せず)取得した住宅に転居した D さん
→③の申請が可能

(例 E)同一校区内で転居し、5年以上の住宅ローンを利用し取得した住宅に転居した E さん

→①+③の申請が可能

(例 F)転居後の住宅が指定する校区外に位置し、民間賃貸住宅に転居した F さん

→②+③の申請が可能

(例 G)別の校区から転居し、転居後の住宅が指定する校区内に位置し、民間賃貸住宅に転居した G さん

→③の申請が可能

(例 H)同一校区内で転居し、民間賃貸住宅へ転居した D さん

→②+③の申請が可能

(例 I)公的賃貸住宅(UR、公社賃貸住宅)へ転居した E さん

→③の申請が可能